

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
広島県東広島市	1	自治体による行政手続代行サービス	・スマートフォンといった身近なモバイル端末を活用して自治体が行政手続をワンストップ代行。 ・ペーパーレス及び非接触を実現するとともに、申請漏れや必要な手続きをお知らせし、誰一人取り残さない社会を実現。	・学生や外国人の転入手続きに要する時間の減少。 (30分⇒10分) ・職員の入力作業に伴う人件費の削減。 (10人⇒5人)	○住民基本台帳法施行令（届出の方式）第二十六条 法第四章又は第四章の三の規定による届出は、現に届出の任に当たっている者の住所及び届出の年月日に記載され、並びに当該届出の任に当たっている者が署名し、又は記名押印した書面で行わなければならない。	○住民基本台帳法施行令（届出の方式）第二十六条	署名し、又は記名押印した書面で行わなければならないという部分について、自治体が行う場合は考慮して欲しい。	総務省	個人番号カードの交付を受けている者による届出については、個人番号カードによる電子署名を付すことにより、既にオンラインで行うことが可能である。 一方、転入届、転居届及び世帯変更届については、これが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、又は記載が修正され、当該記載又は修正後の住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、届出者の実在性及び本人性を厳格に確認することが不可欠である。 さらに、転入及び転居時には、住所変更等に併い個人番号カードの記載事項及びこれに記録される公的個人認証の電子証明書を再発行する必要がある。これらについても窓口での手続きを要することとなる。 このように届出届以外の届出については、市区町村による署名の代行の可否に関わらず、ご提案の「モバイル端末」等によりオンラインで行うことは適当ではない。 ただ、個人番号カードを用いて住所変更等の手続きの利便性を高めることは重要であると認識しており、自治体手続における引越しワンストップサービスについて、「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月25日閣議決定）等を踏まえ、令和2年通常国会において必要な住民基本台帳法の改正を行ったほか、その実現に向けて内閣官房を中心に具体的な検討が進められているところである。 また、総務省においては、昨今のデジタル技術の進展及び関連諸制度の改革の動向を踏まえ、令和3年6月より「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」を開催し、届出のあり方についても検討を行っているところである。			
広島県東広島市	2	予防接種支援サービス	予防接種の手続きの電子化	・接種漏れ等による将来の医療費の減 ・紙資源の削減 ・母親の予診票記入に係る時間の削減 ・病院及び自治体の請求事務に係る経費の削減	予防接種を行った場合、母子健康手帳に係る乳児又は幼児については、予防接種済証の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載する必要がある。	予防接種法施行規則（予防接種済証の様式） 第四条第3項	電子的な記録として保存し参照できる場合は、母子健康手帳への記載を省略できる。	厚生労働省	母子健康手帳の意義として、妊娠前から乳幼児期までの健康に関する重要な情報が、一つの手帳で管理されるということがあります。 また、被接種者の接種の促進には、母子健康手帳への記載の助行、乳幼児健診における確認や推奨の徹底などを図る事が重要であることから、予防接種の記録についても母子健康手帳に記載するよう、母子健康法施行規則及び予防接種法施行規則で定めています。 提案の予防接種の手続の電子化に当たり、予診票の電子化、保護者への電子通知、病院及び自治体間での請求処理の電子化といったことの実現においては、母子健康手帳への接種記録の記載が障害となることはなく、ご要請の緩和がなとも可能という認識です。 一方で、母子健康手帳への接種記録の記載を省略した場合、上記で述べた予防接種情報を母子健康手帳へ記載する趣旨が阻害されることになり、保護者及び乳幼児の健康管理への影響が大きく、適切でないと考えます。			
広島県東広島市	3	自動運転	・広島大学-西条駅間の自動運転走行	・公共交通投資、補助金の削減 ・交通事故の削減 ・自動運転実施に伴う関連ステークホルダーの参入、投資 ・運転手不足の解消 ・運賃授受業務の効率化（電子マネーの積極的導入等） ・人荷混載による渋滞緩和、カーボンニュートラル促進	・道路使用許可基準に伴う遠隔操作者の要件、教護義務に伴う無人、遠隔監視での教護体制、旅客乗降に伴う乗降場所の制限 ・L4車両型式認定要件・試験 ・L4事故時賠償責任 ・L4旅客運送の安全性・利便性確保 ・運賃の設定/ダイナミックプライシング	・道路交通法、ジュネーブ条約 ・道路運送車両法 ・道路運送法	・自動運転実施エリアのL4関連法規整備	警察庁 外務省	現行法上、運転者席に緊急時の必要な操作を行う者がいるなど「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン（平成28年5月）」に準拠すれば、特段の許可や届出なしに公道実証実験が可能です。 また、遠隔型自動運転システムの実証実験についても道路使用許可を受けて実施可能であり、運転者が乗車しない形での実施も可能です。 現在、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、警察庁で検討を進めているところです。 なお、高度・完全自動運転とジュネーブ条約との整合性については、自動運転とジュネーブ条約との整合性について、国連の道路交通安全グローバルフォーラム（WP1）等における国際的な議論に参画するとともに、外務省と検討を進めているところです。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、実施されたい走行の形態を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
								国土交通省	道路運送車両法では、すでに自動運転レベル4に対応している。具体的には、道路運送車両法第41条の通り、システムが、運転者に代わって「認知」「予測」「判断」「操作」を行う、レベル3・4の自動運行装置を保安基準の対象装置に追加しており、道路運送車両の保安基準第48条において、当該装置の保安基準を規定している。			
広島県東広島市	4	新市街地開発	次世代型学園都市の構築 ～地域社会における課題の解決を起点として、新たな機能の検討を行っている。これらの機能は、「大学と一体となったまち」の中で有機的にデザイン、配置されマネジメントされることが必要と考えている	・ビジネス創出 ・居住機能 ・教育機能 ・情報分析・データ活用促進機能 ・コミュニティ形成機能	（都市計画法）市街化調整区域のままとする場合 ・市街化区域編入の要件が整わない場合は市街化調整区域のまま開発していくことになる。 ・その場合、「泉知事同意が不要の小規模な行為（法 29 条 1 項）」と「知事許可を得られれば開発可能行為（法 34 条）」が開発可能な用途として参照すべき事項となる。	広島県では法 34 条 1. 2. 4. 7. 9. 11. 12. 13号について「都市計画法（開発許可制度）」に基づく「処分の審査基準」として、取りまとめられており、これらの基準以外は原則として許可されない。	スーパーシティとしての実証区域は都市計画法に抵触することなく、新開発エリアとする	国土交通省	市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であることから、当該区域における開発行為は、原則として都市計画法第34条各号に規定する立地基準のいずれかに該当する場合に認められています。開発許可事務は地方公共団体の自治事務であり、基準に該当するか否かの判断は、開発許可権者において、具体の計画を踏まえて個別具体的に判断することとなります。 なお、東広島市における開発許可権者は東広島市です。東広島市では都市計画法第34条に関する審査基準（都市計画法（開発許可制度）に基づく「処分の審査基準」、東広島市広島県開発審査会提案基準）を定めており、当該審査基準に記載がないものであっても、同条各号のいずれかに該当する開発行為であれば、許可の対象となります。			
					農業振興地域制度における農振農用地は、農業振興のため「農地を守る」立場で設けられており、農用地区域内の農地は、現在及び将来においても農用地として積極的に利用されるべきもので、原則として除外できない。	東広島市農用地利用計画の変更に係る審査基準第2条農用地区域の変更 1 変更（除外）に対する基本方針		農林水産省	ご提案の次世代型学園都市といった新たな市街地を形成することについては、都市的土地利用の拡散を防止し、まとまりのある良好な市街地の形成を図る観点から、都市計画法に基づく市街化区域への編入等により、計画的な土地利用によるまちづくりを進めることが最も適当と考えます。 一方、農地は農業生産の基盤であり、適切に確保していく必要があることから、農業振興地域制度により農用地区域からの除外に当たっては、一定の要件に適合すべきこと等としています。 しかしながら、国土が狭小な我が国においては合理的な土地利用も必要であることから、地域再生法に基づく地域再生土地利用計画の作成による特例措置、農村地域への産業導入の促進等に関する法律、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律において、市町村の具体的な計画を基に農業上の土地利用との調整が図られた土地については、農用地区域からの除外を可能としており、ご提案の施設については、これらの仕組みにより設置が可能となるものと考えられます。 ※ 農用地区域からの除外の可否については、具体的な事業計画等に即して判断することとなります。			